

裁判員参加意向と死刑制度賛否に及ぼす知識,態度,能力認知の影響

裁判員裁判制度の認知 (2)

○上市秀雄¹・楠見孝²

筑波大学システム情報系・²京都大学大学院教育学研究科 ueichi@sk.tsukuba.ac.jp



背景

- ◆ **裁判員制度とは**
 - 一般市民の感覚を裁判に取り入れ、裁判が身近でわかりやすいものにするため、平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」成立により、平成21年5月21日から裁判員制度が実施された
 - 有罪・無罪のみならず、有罪の場合の量刑も裁判官と共に判断する
- ◆ **現状の問題点**
 - 裁判員参加意向は、依然として低いまま（2012年10月時点）
1～5の5段階評定平均値：男性2.47,女性1.92（上市・楠見, 印刷中）
 - 裁判員裁判に関する最新の知識が、一般市民の態度、認知等にどのような影響を及ぼしているか不明
 - ☆裁判員裁判に関する最新知識（2015年現在）
「裁判員裁判の判決が高裁等で破棄され、減刑されている」,
「裁判員裁判の判決は、裁判官裁判より、厳罰化している」等
 - 「裁判員の判断を重視すべき」,「遺族心情を考慮すべき」等
裁判員裁判に対する肯定的態度をより強くする可能性あり
⇒裁判員参加意向を高める？
⇒裁判員の判決が破棄された場合、
裁判員になったことを「後悔」する？
 - 最新知識を持つ人は、裁判員裁判に関する意識が高いため
「先入観無しで判断できる」,「冷静に判断できる」など
裁判に必要な能力である自己の判断認知能力が高い可能性あり
⇒裁判員参加意向を高める？
 - 死刑制度の是非、終身刑導入に関する議論の高まり
 - ☆死刑制度賛否に影響する要因は何であるのか？

目的

- 裁判員制度最新知識、裁判員制度肯定的態度、自己の判断能力認知が
裁判員参加意向、死刑制度に対する賛否、
裁判員になった場合の後悔感情に及ぼす影響を明らかにする
- ☆仮説1-1：最新知識は、裁判員裁判肯定的態度を強くする
 - 1-2：裁判員肯定的態度は、裁判員参加意向を高める
 - 1-3：裁判員肯定的態度は、
裁判員になった場合の後悔を大きくする
 - ☆仮説2：最新知識は、自己の判断認知能力に正の影響
 - ☆仮説3：死刑制度賛否は、最新知識、裁判員裁判肯定的態度、
自己の判断能力認知の影響を受ける

方法

- ◆ **参加者**
調査会社モニターから、国勢調査人口比による地域・男女・年齢のサンプリング、
20～69歳の1,040名（男性520名、女性520名）、2015年2月にWeb調査実施
- ◆ **質問項目**
 - 裁判員裁判に関する最新知識3項目、裁判に関する自己の判断能力認知6項目、
裁判員裁判に対する肯定的態度5項目、裁判員参加意向1項目、
裁判員になった場合の後悔3項目、死刑制度に対する賛否3項目を、
5段階評定（1：あてはまらない～5：あてはまる）で測定（Table 1参照）
- ◆ **分析方法**
回答者を、40未満男性、40以上男性、40未満女性、40以上女性の4群に分類
○上記要因を二元配置の分散分析（Table 1）
○多母集団同時分析法により、各要因間の関連性の差異を検討（Figure 1）

結果

Table 1 裁判員参加意向、死刑制度賛否、最新知識、
裁判員裁判肯定的態度、自己の判断能力認知、
後悔の各項目の平均値と分散分析の結果

項 目	男性		女性		検定結果
	40歳未満	40歳以上	40歳未満	40歳以上	
裁判員参加意向（男性の方が参加意向が高い傾向）					
裁判員参加は市民として当然	2.91(1.05)	2.96(1.03)	> 2.77(.97)	2.84(1.06)	性別*
死刑制度に対する賛否（40歳以上の方が死刑制度存続に賛成傾向）					
死刑制度は必要である	3.81(1.16)	3.79(1.18)	3.83(1.13)	3.77(1.06)	n.s.
仮釈放無しの終身刑があれば、 死刑制度廃止してよい	2.57(1.19)	< 2.68(1.28)	2.59(1.27)	< 2.81(1.26)	年齢*
死刑判断にためらい	2.82(1.19)	< 2.92(1.19)	< 3.20(1.27)	< 3.27(1.21)	年齢***, 性別***
裁判員制度に関する最新知識（40歳以上や男性の方が最新知識を有している傾向）					
幼児虐待事件（傷害致死罪，検察求刑懲役10年）で， 裁判員裁判の判決（懲役15年）が重すぎるという理由で，最終的に最高裁で 破棄されたこと知っている	2.79(1.34)	< 3.17(1.31)	> 2.23(1.27)	< 2.84(1.41)	年齢***, 性別***
裁判員裁判の判決（量刑含む）は，絶対的なものではなく， 高裁，最高裁で変わる（減刑や逆に重くなる） 可能性のあること	3.46(1.34)	< 3.79(1.08)	> 3.18(1.35)	< 3.57(1.21)	年齢***, 性別**
裁判員裁判は，裁判官だけの裁判よりも， 厳罰化していること	3.00(1.31)	< 3.21(1.13)	> 2.63(1.27)	< 2.91(1.22)	年齢**，性別***
裁判員制度に関する肯定的態度（40歳以上の方が，若干肯定的態度を有している傾向）					
市民感覚を取り入れるべき	3.42(1.03)	3.43(.93)	3.48(1.01)	3.61(.90)	n.s.
裁判官だけの裁判と，裁判員裁判の判決が異なった場合 裁判員判決を重んじるべき	3.23(.93)	3.35(.88)	> 3.15(.87)	3.21(.85)	性別*
量刑が重すぎるという理由で，裁判員裁判の 判決破棄は納得できない	3.38(1.11)	3.34(.99)	3.45(1.03)	3.49(.97)	n.s.
裁判官だけの判決は量刑軽い	3.16(1.00)	< 3.37(.87)	3.26(.93)	< 3.35(.83)	年齢**
裁判員裁判の方が，裁判官だけの裁判より 遺族心情考慮した判決になる	3.50(.95)	< 3.65(.86)	3.62(.96)	< 3.73(.88)	年齢*
裁判に関する自己の判断能力認知（40歳以上や男性の方が判断能力の自己評価が高い）					
先入観なく公正な判断できる	3.17(.94)	< 3.26(.91)	> 2.94(.96)	< 3.14(.88)	年齢*，性別**
感情に影響されず冷静に判断	3.08(1.04)	3.18(.93)	> 2.77(1.03)	2.90(.98)	性別***
検察の主張を鵜呑みにせず， 冤罪を起こさない	3.09(.92)	< 3.32(.80)	> 3.01(.84)	< 3.14(.80)	年齢**，性別*
発言や証拠から判断できる	3.26(.93)	< 3.37(.86)	> 2.96(.87)	< 3.14(.88)	年齢*，性別***
法律や判例に基づく判断	3.19(.97)	< 3.23(.91)	> 2.91(.98)	< 3.15(.92)	年齢*，性別**
マスコミやネット情報ではなく，裁判で示された情報や 証拠のみで判断できる	3.26(.91)	< 3.33(.86)	> 2.97(.92)	< 3.22(.93)	年齢**，性別**
自分が裁判員になった場合の後悔（40歳以上や女性の方が後悔する傾向）					
自分が下した判決が，高裁等で破棄され，より軽い量刑に変わった場合 裁判員になったことを後悔	2.98(1.14)	< 3.18(1.04)	< 3.13(1.07)	< 3.34(.99)	年齢**，性別*
自分が下した判決が，高裁等で破棄され，より重い量刑に変わった場合 裁判員になったことを後悔	2.73(1.03)	< 2.78(.98)	< 2.80(.94)	< 2.99(1.01)	年齢*，性別*
結局は裁判官の意見に左右されるので， 一般市民の感覚は入らない	2.93(1.02)	< 3.12(1.00)	3.09(.90)	< 3.22(.93)	年齢*

* p < .05, ** p < .01, *** p < .001

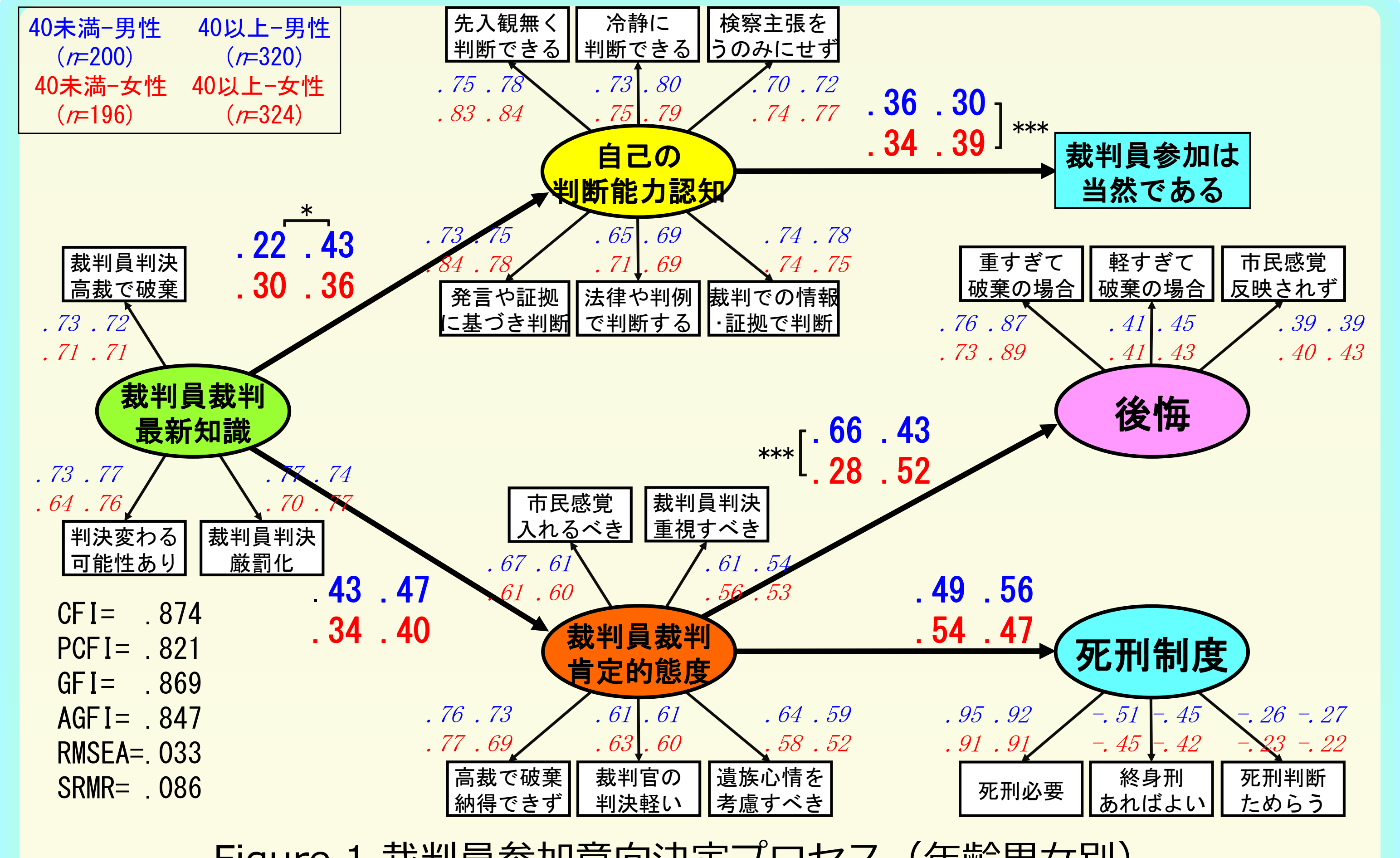


Figure 1 裁判員参加意向決定プロセス（年齢男女別）

まとめ

- ◆ **裁判員参加意向、死刑制度賛否、およびそれらに関連する要因の個人差**
 - 裁判員参加意向は、男性の方が女性よりも高い
 - 加えて、男女とも2012年より高くなっている
 - 男女年齢問わず死刑制度賛成傾向
 - 仮釈放無し終身刑があっても死刑制度は必要と考える傾向あり
 - 裁判員制度に対して肯定的態度を持つ
 - 「遺族心情に配慮した判決」、「市民感覚反映」という意識あり
 - ◆ **各要因間の関連性**
 - ☆仮説1-1: ○最新知識は、裁判員裁判肯定的態度を強くする
 - 1-2: ✕裁判員肯定的態度は、裁判員参加意向を高める
 - 参加意向を高める直接要因は**自己の判断認知能力**
 - 1-3: ○裁判員肯定的態度は、後悔を大きくする
 - 肯定的態度を持つ人が、その肯定的部分を
裁判員裁判で実行できないと、「後悔」する傾向あり
 - ☆仮説2 : ○最新知識は、自己の判断能力認知に正の影響を与える
 - ☆仮説3 : △死刑制度賛否の直接的要因は、裁判員肯定的態度
- 裁判員参加意向を高めるためには、最新知識提示が有効かも
 - 裁判員制度の肯定的部分が実行できるかどうかは後悔に影響
 - 裁判員になったことに対する後悔が低減する可能性あり
 - 一般市民の多数は、死刑制度に賛成
 - ただし女性は、男性より、死刑判断をためらう傾向あり